

総合科学技術・イノベーション会議

第 154 回生命倫理専門調査会 議事概要 (案)

日 時：令和 7 年 2 月 28 日 (金) 14:00～15:30

場 所：Web (Teams) 会議及び内閣府会議室

Web 会議 (専門委員、参考人、関係省庁)

中央合同庁舎第 8 号館 8 階 818 会議室 (小川会長、事務局、傍聴)

出席者：(生命倫理専門調査会専門委員)

磯部哲、加藤元博、神里彩子、久慈直昭、小出泰士、小門穂、
佐原博之、深見真紀、三浦直美、横野恵、米村滋人
(関係省庁)

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
安全対策官 木村好克

厚生労働省大臣官房厚生科学課

科学技術・イノベーション推進専門官 西田浩孝

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長 山本博之

こども家庭庁成育局母子保健課長 木庭愛

事務局：藤吉尚之審議官、黒羽真吾参事官、中村俊輔参事官補佐、
大地由記上席政策調査員

議 事：1. 開 会

2. 議 題

(1) 第 153 回生命倫理専門調査会議事概要 (案)

(2) ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成
について報告書案の検討

(3) その他

3. 閉 会

(配布資料)

資 料 1 第 153 回生命倫理専門調査会議事概要 (案)

資 料 2 ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の
作成について報告書案

資 料 3 ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の
作成の検討(論点 1～4) 【第 152 回資料 3 (論点 1、
3、4)、第 153 回資料 3 (論点 2 の再整理案) に議

論内容を反映】

- 参考資料 1 ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成について（中間まとめ）
- 参考資料 2 資料 2 の構成説明
- 参考資料 3 ヒト胚関連研究倫理指針について
（第 1 5 0 回参考資料 1）（第 1 4 9 回参考資料 2）

議事概要：

(小川会長) では、定刻となりましたので、ただいまから総合科学技術イノベーション会議第154回生命倫理専門調査会を開催いたします。

専門委員、参考人の皆様には御多忙の折にもかかわらず御参集いただきましてありがとうございます。

まず、事務局から任期満了に伴う委員の交代等について説明をお願いいたします。

(黒羽参事官) 事務局でございます。

本生命倫理専門調査会専門委員の任期が先月、1月末に終了となり、今回から専門委員の交代がございましたので、お手元の名簿を御覧いただければと思います。

まず、五十嵐会長が御退任となりまして、会長は小川毅彦委員を指名させていただいております。

小川会長より一言御挨拶をお願いいたします。

(小川会長) ありがとうございます。小川でございます。

このたび専門調査会の会長を拝命いたしまして、身の引き締まる思いであります。力不足ではありますが、議事が活発かつ有意義に行われるように、皆様の御協力、御支援をお願いしたいと思います。何とぞよろしくをお願いいたします。

では、その他の任期満了に伴う委員等の交代について事務局からお願いいたします。

(黒羽参事官) 事務局でございます。

まず、会長代理でございますが、生命倫理専門調査会運営規則によりあらかじめ会長が指名することとなっております。小川会長から本日は御欠席の森崎委員を御指名いただきましたので、御報告いたします。

引き続きまして、東京大学の加藤元博教授が新たに専門委員に任命されました。

加藤委員、一言御挨拶をお願いいたします。

(加藤委員) よろしく申し上げます。皆様改めまして、東京大学小児科の加藤と申します。

今申し上げましたとおり私自身の専門は小児科ということになりますので、その視点から今回の生命倫理専門委員会の皆様に一緒に御協力できればと思いますの

で、どうぞよろしく願いいたします。

あと本日学会で外に出ておりますので、冒頭のみで途中から中座してしまうことを御容赦ください。引き続きよろしく願いいたします。

(黒羽参事官) ありがとうございます。

また、これまで前期から参考人として御参画いただいております佐原先生は今期より専門委員となっております。引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、本日の会議の出席状況を御報告いたします。

上山隆大C S T I 議員から御欠席の御連絡を頂いております。本日の会議は15名中12名が御出席であることを御報告いたします。

以上でございます。

(小川会長) ありがとうございます。

引き続き事務局から本日の配布資料の説明をお願いいたします。

(黒羽参事官) 事前に先生方に送付させていただいた資料の確認をさせていただきます。

資料1、第153回生命倫理専門調査会議事概要(案)、資料2、ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成について報告書案、資料3、ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成の検討(論点1~4)【第152回資料3(論点1、3、4)、第153回資料3(論点2の再整理案)に議論内容を反映】、参考資料1、ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成について(中間まとめ)、参考資料2、資料2の構成説明、参考資料3、ヒト胚関連研究倫理指針について(第150回参考資料1)(第149回参考資料2)でございます。

続きまして、会議システムについて御説明いたします。

ウェブの会議システムを使用しております。モニターの画面上は会議出席者だけが発表者として映っておりますが、傍聴者の方々は同じ画面を御覧になっております。御発言は委員、参考人のみとなっておりますので、傍聴の皆様方はカメラ、音声をミュートのままにされますよう御理解、御協力をお願いいたします。

ウェブ参加の委員の方々が御発言される際は、挙手ボタンを押していただくと小川会長から指名させていただきます。ミュートを解除して御発言ください。モニター越しに挙手いただいても結構でございます。

なお、会場のマスコミの皆様方にお知らせいたします。

カメラ撮り等につきましてはここまでとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(小川会長) ありがとうございます。

それでは、議事次第に従って進行していきたいと思っております。

議題1、第153回生命倫理専門調査会議事概要(案)の確認です。

資料1を御覧ください。

前回会議出席者の御発言部分については事前に送付して御確認いただいておりますが、さらに修正すべき点等はありませんでしょうか、ありましたら御発言お願いします。

御異議ないようですので、承認いたします。

ありがとうございました。

本議事録は生命倫理専門調査会運営規則第11条に基づき公開いたします。

続いて議題2、ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成について報告書案の検討です。

本件、前回までにヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成に係る論点1～4について一通り整理いただきましたので、今回から報告書案の検討を開始いたします。

事務局、資料の説明をお願いいたします。

(黒羽参事官) 事務局でございます。

ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成につきまして、これまで御議論、御検討いただきまして、4つの論点に基づき整理を行ってまいりました。前回153回の専門調査会では、152回で御意見が集中いたしました論点2について御議論をいただき、4つの論点についてひととおり整理ができましたので、今回は報告書案を準備してございます。

まずは参考資料1を御覧ください。

こちらは平成27年9月に当専門調査会で作成されました「ヒトの幹細胞から作

成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成について（中間まとめ）」でございます。以下、「平成27年の中間まとめ」と言わせていただきます。

資料2の報告書案はこの「平成27年の中間まとめ」を変更いたしましたアップデート版の位置づけとなっております。また、今回の報告書でヒトの幹細胞から作成されるヒトの生殖細胞を用いるヒト胚の作成については一定の整理ができましたので、「中間まとめ」という文言を削除するという案にしております。

続いて資料3を御覧ください。

第152回では論点1、3、4について、第153回では論点2の観点について御議論をいただきましたので、この議論内容を反映して論点1から4の整理資料がこの資料3でございます。

資料2の報告書案は先ほどの「平成27年の中間まとめ」の記載に資料3の論点1から4の内容を入れ込んで整理したものとなっております。

続いて参考資料2を御覧ください。資料2の報告書案の構成を示したものでございます。参考資料1の「平成27年の中間まとめ」の引用部分と資料3の論点1から4の引用部分を色分けしてハイライトしたもので、赤字で記載したものが当該部分となっております。

それでは、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

あらかじめ専門委員の方々にはこの資料をお送りしてございますので、概略について説明させていただければと思います。

まず、1ページ目、10行目から報告書の目的についてでございます。

11行目から生命倫理専門調査会、以下「専門調査会」といいますが、では平成16年7月に「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」、以降「基本的考え方」といいますが、これを取りまとめたこと、18行目から専門調査会では、これまで、研究目的のヒト胚の作成や利用を中心として、生命科学全般を視野に入れながら、研究の進展に伴う新たな生命倫理上の個別課題について検討していること、21行目から、近年、科学技術の進展により、ヒトESやヒトiPS細胞からヒト生殖細胞を作成する研究が世界的に行われており、これらを受精させる研究の可否について検討が必要となっている。このため、その取扱いについて、社会的・倫理的・法的な観点から検討を行ったこと、

30行目から「2. これまでの経緯」です。

31行目から「(1) ヒト幹細胞からヒト生殖細胞を作成する研究に関する学会の見解」、この部分については「平成27年の中間まとめ」の経緯の中にはなかった記載でございますが、これを発端としていることから追加したものでございます。「平成21年1月、日本生殖再生医学会は「ヒト体外造成配偶子の研究の在り方に関する見解」を公表し、ヒト幹細胞由来生殖細胞の開発研究について、同会の目標の一つが配偶子絶対不妊の発生機序の解明及び治療であることから積極的に取り組む方針を示し、安全性、有効性の検証、実施機関の認定、指針の見直しなどの見解を提案した。」

続きまして2ページ目、36行目から「(2) 文部科学省の対応」及び59行目から「(3) 文部科学省から総合科学技術会議への諮問」につきましては、「平成27年の中間まとめ」の1ページ目、「検討に至る経緯」の記載を参考にさせていただきます。

続きまして3ページ目、73行目から「(4) 平成27年の専門調査会における検討」でございます。1パラ目の「その後」から「議論をしていくこととした」までにつきましては、「平成27年の中間まとめ」の1、2ページの記載を参考に記載してさせていただきます。79行目から、「その結果、特定の生命科学や医学上の知見を得るためにヒト幹細胞由来生殖細胞からヒト胚の作成が必要と言える研究段階には達しておらず、また、研究の進む方向を見極める必要がある段階と考えられることから、その許容条件等を新たに提示すべき状況にはないものと整理され、平成27年9月9日に「ヒトの幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成について(中間まとめ)」として取りまとめられた」、としてさせていただきます。

87行目から「第2、本報告書の検討経緯と範囲」でございます。

88行目から「1. 検討の経緯」でございます。「平成27年の中間まとめ」では、検討を再開すべき時期として、「例えば、関係研究の中で作成される細胞が、減数分裂の段階に至った場合」といった目安が示された。この点について、第131回専門調査会、第134回専門調査会において参考人より、ヒト幹細胞由来生殖細胞について「ヒトでは始原生殖細胞は作成できるようになっていて、次のステップとして始原生殖細胞から卵子・精子ができるようになるのは、数年後に迫っている」との報告があったことを踏まえ、専門調査会においてヒト幹細胞由来生殖細胞からヒト胚の作成の可否やその許容条件等の検討を再開した。

続いて100行目から「2. 検討の範囲」でございます。こちらは「平成27年の中間まとめ」の2ページの「検討の方法」を参考に記載してさせていただきます。「専門調査会では令和4年4月より「平成27年の中間まとめ」を起点として、ヒト幹細胞

胞由来生殖細胞を用いて受精させる基礎研究、以下「対象の研究」といいますが、及びその結果、生じた「検討対象の胚」の取扱いについて「基本的考え方」を踏まえた考え方の検討を進めた。この検討には、ヒト幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いることの特異性や研究状況の変化に応じた、新たな考え方の提示ができるかを含め、研究者、有識者からのヒアリングを行い、生殖細胞作成研究の現状を把握した上で、ヒト幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚について、①ヒト受精胚により得られる科学的知見及び、②作成によって生じる倫理的・社会的課題などの配慮すべき事項を整理した上関係研究が倫理的に適切に進めることを当然の前提として、想定しうる論点について、倫理的観点及び科学的観点から検討を重ねた。」

続きまして「具体的には、動物やヒトの幹細胞から生殖細胞を作成する研究やそれらの生殖細胞を受精させ、個体産生を行う研究の現段階の科学技術段階を踏まえ、「検討対象の胚」を作成した場合、それは、「基本的考え方」が適用されると考えるか否か、クローン技術規制法との関係、科学的合理性や社会的妥当性から「対象の研究」を認めることの可否、認められる場合には、その研究目的等について検討を行った。」

続きまして4ページ目、120行目から「第3. 「検討対象の胚」は「基本的考え方」のヒト胚の尊重の趣旨に基づくヒト胚と同じものと考えられるのかの検討」でございます。こちらは論点1の記載に基づく内容となっております。122行目から、まず前書きとして「基本的考え方」におけるヒト胚、ヒト受精胚と人クローン胚でございますが、は生命の萌芽として特別な取扱いをしていること、132行目からこのため、現在の「検討対象の胚」の研究状況を踏まえ、ヒト胚との関係について検討を行った、としてございます。

135行目から「1. 現在の対象の研究の概要」でございます。こちらは資料3の2ページ目の記載を参考にしてございます。

続きまして5ページ目、146目から「(1) 動物の生殖細胞作成研究の具体例」でございます。こちらは156行目までについて、「平成27年の中間まとめ」の4から5ページ目の研究内容の記載を参考にしてございます。

158行目から③でございますが、こちらについては最新の知見として令和4年11月に開催されました134回の専門調査会で大阪大学の林教授のヒアリングの内容を記載してございます。

続きまして166行目から「(2) ヒトの生殖細胞作成研究」でございます。こ

ちらは「平成27年の中間まとめ」の4及び5ページ目の記載を参考にしてごさいます。

続いて6ページ目、192行目から「2. 現在の研究状況におけるヒト生殖細胞の作成の可能性」でございませう。こちらは資料3の2ページ目の現在の研究状況におけるヒト生殖細胞の作成の可能性の記載を参考に記載してございませう。

続きまして203行目から「3. 「検討対象の胚」とヒト胚との関係」でございませう。こちらは資料3の3ページ目の論点1の「生命倫理専門調査会の整理案」の記載を参考にしてございませう。

続きまして7ページ目、219行目から「第4. 「検討対象の胚」とヒト受精胚及び人クローン胚との関係」についてでございませう。こちらの記載は論点2の内容となつてございませう。「基本的考え方」においては、ヒト胚はヒト受精胚と人クローン胚を区別して位置づけていませう。このため、「検討対象の胚」とヒト受精胚及び人クローン胚との関係やクローン技術規制法と比較して必要な対応などについて検討を行つた。」

続いて225行目から「1. 「検討対象の胚」がクローン技術規制法の特定胚と同じものか否かの検討」でございませう。こちらは資料3の5ページ目の記載を参考にしてございませう。

続きまして8ページ目、「2. クローン技術規制法の目的の確認」でございませう。こちらは資料3の6ページ目の記載を参考にしてございませう。

続いて9ページ目、247行目から「3. 「検討対象の胚」は、クローン技術規制法の目的（立法の動機）に照らして同様か否かの検討」でございませう。こちらは資料3の7ページ及び8ページ目の記載を参考にしておりませう。

続いて11ページ、295行目から「4. クローン技術規制法の立法の趣旨を踏まえた法的な規制が必要か否かの検討」でございませう。こちらは資料3の9ページ目の記載を参考にしてございませう。

続いて318行目から「5. その他、必要な対応」でございませう。こちらは資料3の10ページ目の記載を参考にしてございませう。

続いて12ページ、341行目から「第5. 「検討対象の胚」を作成する科学的合理性、社会的妥当性の検討」で、こちらは論点3の内容でございませう。

前書きとして「基本的考え方」における基本原則では、ヒト受精胚は、「人の

尊厳」という社会の基本的価値を維持するために、特に尊重しなければならない。したがって、「研究材料として使用するために新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」を原則とするとともに、その目的いかんにかかわらず、ヒト胚を損なう取扱いが認められないことを原則としている。しかし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものである。このため、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるため、ヒト胚の取扱いについては、科学的合理性、社会的妥当性のある研究のみについて受精を認めるべきとされている。このため、「検討対象の胚」について科学的合理性及び社会的妥当性について検討を行った。」

続いて13ページ目、353行目から「1. 科学的合理性に関する有識者の意見等」、続いて377行目から「2. 社会的妥当性に関する有識者の意見等」についてですが、こちらは資料3の11から13ページ目の記載を参考にしてございます。

続いて14ページ目、398行目から「3. 科学的合理性、社会的妥当性の考え方」でございます。こちらは資料3の14ページ目の記載を参考にしております。

続いて15ページ目、422行目から「(3) 留意点について」でございます。資料3の14ページ目の下部の記載を肉づけして記載したものでございます。「専門調査会では、受精を認める場合の留意点として、幹細胞由来生殖細胞の作成やその受精研究は、研究の透明性の確保や国民的議論が必要であり、また、臨床利用につながるリスクを考慮する必要があると判断された。国民的な議論においては、社会のルールを決める集団として、科学者だけではなく、多職種、いろいろな立場の人、意見を異にする人、性別の比率、年齢、民族などの違いを考慮して行う必要がある。さらに、一般の人と科学者の感覚の差異の大きさを科学者が理解して行うことが重要である。」

続いて431行目から「第6. ヒト幹細胞由来生殖細胞を受精させる研究についての考え方」でございます。こちらは論点4の内容になってございます。「上記、第5. を踏まえヒト幹細胞由来生殖細胞を受精させる基礎的研究の可否及び研究範囲について検討を行った。」これ以降につきましては資料3の15から16ページを参考にして記載してございます。

続きまして16ページ、466行目から「第7. 関連指針の改定」でございます。こちらは資料3の15ページの内容を参考に記載してございます。「専門調査会は、上記第6. のとおり幹細胞から作成したヒト生殖細胞を受精させることについては、科学的合理性、社会的妥当性が認められることから、認めて差し支えないと判断した。受精を認める場合であっても、「基本的考え方」に従い、ヒト受精胚と同様に培養期間を原始線条の形成前（受精後14日）までとすること、ヒトや動物の胎内

への移植は禁止事項とする必要がある。また、「検討対象の胚」の作成数は研究に必要な数を最小限とする必要がある。」

この後に【審査手続を追記（P）】と記載してございます。これについては参考資料3を御覧ください。関係省庁の倫理指針を一覧表に示したものでございます。

生殖細胞を受精させて行う研究につきましては、表の一番上の「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」が適用されまして、一覧表の一番右に記載されたとおり、倫理審査委員会による審査と「国による審査」が行われることとなっております。

一方でヒト幹細胞由来の生殖細胞を作成する研究につきましては、下から3番目の「ヒトES細胞の使用に関する指針」と下から2番目の「ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞から生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」が該当いたしますが、こちらは一番右のところを見ていただくと、倫理審査委員会の審査は変わりありませんが、いずれも「国への届出」ということとなっております。

したがって、「検討対象の胚」の審査の方法について、「国による審査」が必要か、または「国への届出」でよいか、どちらが適切であるかということについても御検討いただき、ここの（P）と書いてあるところに記載したいと思っております。

続いて資料2の方に戻っていただきまして、474行目から「研究目的としては、遺伝性疾患等の発生機序や不妊症の発症メカニズムの解明などに貢献する可能性があり、このような研究は連続していることから、「第1目的」のみならず「第2目的」まで、許容することにして差し支えないと考えられる。「第2目的」の研究については「検討対象の胚」は、従前のヒト胚と同様の機能を有すると考えられることから、「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」に規定されている研究目的と整合させることが合理的である。具体的には、受精の正常性及びヒト受精胚との類似性の研究、生殖補助医療研究、遺伝性・先天性疾患研究、ミトコンドリア病研究を行うことに限って認めることが妥当と考えられる。」

「さらに、研究の透明性の確保や国民的議論を進めるため、研究機関は研究成果の公開を行うこと、研究実施者は、あらゆる機会を利用して、研究に関する情報提供を行うとともに、国民の理解を深めるための普及啓発に努めることが必要である。」こちらはヒト胚モデルの内容と同様の記載となっております。

489行目から、「以上を踏まえて、関係省庁は、関連指針の改定を行うことが期待される。」

続いて17ページ目、491行目から「第8. その他留意すべき事項」でございます。こちらは資料3の10ページ目の整理案の記載を参考にしております。「専門調査会としては、ヒト幹細胞由来生殖細胞は、ヒト幹細胞から人工的に作成されるものであり、その作成に際しては遺伝子操作が行われる方法がほとんどであることから、ゲノム編集技術を用いたヒト胚等の臨床利用についての法的規制の在り方を含めた適切な制度的枠組みについても、引き続き検討するよう関係府省に求めることとする。」

「さらに、今後、以下についても留意すべき」として、499行目から「1. 臨床目的で「個体産生」される可能性についての問題点」、この後18ページ目、519行目から「2. 「検討対象の胚」の倫理審査」となっております。こちらは「平成27年の中間まとめ」の10ページ、11ページの記載を参考にしてございます。

532行目から「第9. まとめ」でございます。先ほどの論点1から4の内容についてまとめたものでございます。

最後に19ページ、559行目から「第10. おわりに」でございます。こちらは「平成27年の中間まとめ」18ページの記載を参考にしてございます。

資料の説明は以上でございます。

(小川会長) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明された報告書案については、事前に委員の方々に送付されておりますので、これから順に御議論をお願いしたいと思います。

最初は1ページ目から3ページの85行目まで、第1、はじめにという部分について御意見頂けますでしょうか。

いかがでしょうか。

この部分は特に問題ないということで進めてよろしいでしょうか、もし後でもありましたらお願いします。

続いて3ページの87行目から4ページの118行目まで、第2の部分ですけれども、本報告書の検討経緯と範囲、この部分についてはいかがでしょうか。

大丈夫でしょうか。

ありがとうございます。

では、続いて4ページ120行目から7ページ217行まで、第3の部分ですけ

れども、検討対象の胚は基本的考え方のヒト胚の尊重の趣旨に基づくヒト胚と同じものと考えられるかの検討の部分は少し長いですが、御意見ありますでしょうか。

三浦先生、お願いいたします。

(三浦委員) ささいな点なのですが、5ページの168行、「ヒトiPS細胞又はヒトES細胞にある遺伝子を人為的に導入し」という文章なのですが、「ヒトES細胞にある遺伝子」というのが一瞬日本語的に分かりにくいというか、分かるんですけども、分かりにくいかもしれなかったの。「ある」というのはとある特定の遺伝子と、そういう意味ですよ。

(小川会長) そう思います。

(三浦委員) ES細胞にあるというふうに思われないように書き直した方がいいかなと思いました。

(小川会長) ありがとうございます。

(三浦委員) あともう一点なのですが、これも些末なことで恐縮ですが、6ページの181行、③番です。

この前後の②と④がどこの研究かがはっきり書いてあるのに対して、③は発表したとあるけれども、どこがどう発表したのか全然分からなくて、研究の主体が分からない書き方になっているので、②と④と書き方を合わせた方がいいのかなと思いました。

以上です。

(小川会長) ありがとうございます。

(黒羽参事官) 事務局からでございます。

181行目の③については研究のところ、21ページ目の605行目のところからの点になりますので、その内容についてどこが発表したかどうかというのも追記させていただければと思います。

ありがとうございます。

(三浦委員) ありがとうございます。

(小川会長) 三浦先生、ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

続きまして、次は7ページの219行目から12ページの339行目まで、第4の項目ですけれども、検討対象の胚とヒト受精胚及び人クローン胚との関係について、この部分はいかがでしょうか。

佐原先生、お願いします。

(佐原委員) 日本医師会の佐原でございます。

311行目です。前回、米村先生が指摘されたところですが、事前レクで私からこの部分の日本語がわかりにくいのではないかとお伝えし、直していただきまして、とても分かりやすくなったと思います。

ただし、この部分の資料3の9ページ目には元の文章が残っていて、資料2と同じ部分の表現が違いますが、これは揃えなくてもいいものなのではないでしょうか。

(黒羽参事官) 事務局でございます。

この資料3については、もともと第152回と153回の資料を組み合わせたものという位置づけでございますので、この資料3を基に今回の報告書案の内容を検討していただければと思っておりますが、資料3の記載が不明瞭であれば、佐原先生御指摘いただいたように、修正したものを資料2に記載していただければと思います。前回、前々回の資料を基にこの資料の3がつくられているということで御了承いただければと思います。

(佐原委員) この資料3は、前回から今回の間に修正されていますよね。前回米村先生が言われたこのクローン規制法と同様の立法目的を有するという部分を入れた方がいいというご指摘は私もこれはすごく分かりやすいと思ったのですが、バージョンアップしたのであれば最終報告に表現を合わせた方が、後で見る人が分かりやすいのかなと思った次第でございます。

よろしく申し上げます。

(小川会長) ありがとうございます。

(黒羽参事官) これについては公開されている資料なので、今から直すわけにもいかないところもございまして、次回に今回の資料3を正しい形というか、修正したものを参考資料として提示させていただければと思います。

(佐原委員) 分かりました。

(小川会長) ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、次に移りたいと思います。

続いて12ページの341行目から15ページの429行目までの第5のところ
です。

検討対象の胚を作成する科学的合理性、社会的妥当性の検討についての部分です
が、いかがでしょうか。

三浦先生、お願いします。

(三浦委員) こちらもまた些末なことで恐縮なんですけど、13ページ、368行なんです
けど、疾患機序という言葉がございまして、これは事前レクの際にも疾患機序とい
うのはおかしいということでほかの箇所を直していただいたんですが、ここは残っ
ていましたので、指摘させていただきます。

(小川会長) これは先生、どんなのがいいのでしょうか。

(三浦委員) たしかほかの場所では発生機序というふうに直されていたかと思うん
ですが。

(黒羽参事官) 事務局でございます。

こちらは修正漏れでございます。「発生機序」に修正させていただければと思
います。

(三浦委員) お願いします。

(小川会長) 深見先生、お願いいたします。

(深見委員) これも非常にささいな点なんですけれども、374行目の「生殖細胞の自
然の生殖細胞との類似性」というのは若干分かりにくいような気がしますので、例
えば「作成された生殖細胞の」とするのはいかがかなと思いました。

(小川会長) 作成された生殖細胞に変えると自然ですかね。

(深見委員) あともう一つこのところで、今回作成された胚と自然なヒト胚との類似
性が評価の対象となるのかどうかも入れてもいいかなという気もいたしました。

(小川会長) どうでしょうか、文脈を見てですかね。ありがとうございます。

(深見委員) 絶対必須というわけではありませんので、よろしく願いいたします。

(小川会長) お願いいたします。

それ以外でいかがですか。

ありがとうございます。

それでは、先に進ませていただきます。

次は15ページの431行目から17ページの489行目までの第6と第7のところなんですけれども、第6はヒト幹細胞由来生殖細胞を受精させる研究についての考え方と第7のところの安全指針の改定についての部分ですけれども、いかがでしょうか。

もし特になければというか、第7の473行目のところを見てもらえますでしょうか。

審査手続を追記しておりまして、先ほど事務局の方から説明があったと思うんですけれども、結構大切な部分かなと思いますけれども、もし事務局からさらにコメントがありましたらお願いします。

(黒羽参事官) 参考資料3を御覧いただければと思います。

先ほども説明しましたが、一番上の「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」、これは自然の生殖細胞を受精させる研究でございますが、こちらの一番右のところの国への手続のところ、国の審査が必要となっております。

一方で下から2つ目の「ヒトiPS細胞から生殖細胞の作成を行う研究」、こちらについて、今後受精させることを認めるというときになった場合、国への手続が審査がよいのか、それともこれまでどおり届出でよいのか、どちらに寄せるべきかということをお議論いただきたいという趣旨でございます。

(小川会長) ありがとうございます。

いかがでしょうか。

久慈先生、どっちというか、国による審査を受けた方がいいか、届出だけで進めていいかという単純に言うと二択なんですけれども。

(久慈委員) 届出だけではいかがでしょうか。

(小川会長) 届出だけでいいんじゃないかという意味ですね、いかがでしょうかというのとは。

(久慈委員) 当該研究は所属研究機関できちんと倫理審査をするという前提だと思いますので。

(小川会長) ありがとうございます。

取りあえずは急な議題になってしまって申し訳ありません。

ですので、今日ここで決めなきゃいけないという話ではもちろんないので、今までの検討の流れから審査の手続をどうしていったらいいかというのが今後重要な課題というか議題になってきますので、御意見ありますか。

神里先生、お願いします。

(神里委員) ありがとうございます。

受精をさせるという段階になりますと、ISSCRでもカテゴリー2になって、今日添付していただいた資料にも入っていましたが、そうするとカテゴリー2としては専門的な科学的・倫理的監視プロセスの審査が必要ということになりますので、これまでのほかのヒト胚研究と同様の2段構成、私自身この二重審査がいいとは思ってないんですけれども、今のフレームの中、制度の中では倫理審査と国による審査が妥当ではないかと考えています。

以上です。

(小川会長) ありがとうございます。

そういう意見は当然かなと思います。

ほかいかがでしょうか、いろいろな観点から御意見頂ければと思うんですけれども、三浦先生、どうぞ。

(三浦委員) 議論の詳細を曖昧にしか覚えてないんですが、この点に関してたしか国による審査は不要というか、倫理審査までは必要ないというような議論があったように記憶していますが、ほかの先生方いかがでしょうか。

(小川会長) 事務局から。

(黒羽参事官) 事務局からでございます。

前に議論いただいたヒト胚モデルと一緒にされているのかなという感じがいたします。

今回の幹細胞から作成される生殖細胞を受精させるときについて、国の審査がよいか、届出がよいか、については今まで議論されたことがございませんが、ヒト胚モデルについては、個体の産生がないということからヒト胚とは別のものという取扱いにするということで、国の審査が必要ないという報告書を作成してございます。

(三浦委員) 失礼しました。ちょっと議論を混同していました。

(小川会長) 三浦先生、ありがとうございます。僕も混同していました。

今の事務局からの説明でクリアになったかなと思うんですけども、ヒト胚モデルとは違うわけですね、今回というか生殖細胞をつくって受精させるという胚は。

久慈先生、どうぞ。

(久慈委員) 先ほどの私の発言ですけれども、僕も混同していました。三浦先生のおっしゃるように何となく聞いたことがあった気がしていたので、国の審査は必要ないと思っていましたが、神里先生の意見の方が妥当だと思います。

(小川会長) 久慈先生、ありがとうございます。

よろしいでしょうか、ほかに先生方御意見。

小出先生、御意見ありますでしょうか、もしあれば。

勝手に指名してすみません。

(小出委員) 僕も神里先生がおっしゃったように、ヒト受精胚を作成して行う研究に関しては国による審査が必要だということですので、それとの整合性を考えれば、作成された生殖細胞を受精までさせる場合には国による審査が必要と、現時点では考えるべきじゃないかと思います。

以上です。

(小川会長) ありがとうございます。

よろしいですか。

もし御意見ありましたらいかがでしょうか。

小門先生、もしよろしければもし御意見ありましたら。

(小門委員) ありがとうございます。

私も今のところ、国の審査が必要だという方がいいと思いました。

ありがとうございます。

(小川会長) ありがとうございます。

横野先生はどうでしょう。

(横野委員) 神里先生の御意見に賛同いたします。

(小川会長) ありがとうございます。

そうすると、ほぼほぼ皆さんの意見は一致していますね。

米村先生、いらっしゃいますか。

米村先生、もし御意見ありましたらお願いします。

またもしよかったら後で。

佐原先生は大丈夫でしょうか。

(佐原委員) 私も特に皆さんと同じで大丈夫です。

(小川会長) 分かりました。ありがとうございます。

となると、ほぼというか皆さんが国による審査が必要というのがほぼ一致した意見かなということになりました。

ありがとうございます。

それでは、進めていいですか。

第6と第7のところは大丈夫でしょうか、ほかに細かい点でも結構ですが。

では、続きまして第8番のところですが、17ページの491行目から18ページの530行目まで、第8、その他留意すべき事項について御意見等々ありましたらお願いいたします。

久慈先生、どうぞ。

(久慈委員) 確認ですが、494行目、ここにはゲノム編集技術を用いたヒト胚等の、臨床利用についての法的規制の在り方を含めた適切な制度的枠組みについても引き続き検討するよう関係府省に求めることとすると、これは当然のことだと思うんですが、この報告書にはこの研究でゲノム編集技術を用いていかどうかという文言が見当たらないので、一つの案としてこの段落、492行目の冒頭にヒトの

幹細胞から作成されるヒト生殖細胞を用いるヒト胚作成ではゲノム編集技術が研究手法として必須であり、ヒト受精胚を作成して行う研究に関する研究と同様認められてよいという文言を入れておいた方がよろしいかなと思いました。

以上です。

(小川会長) 久慈先生、ありがとうございます。

それはどうでしょう。

私も実際実験する場合にはマーカー遺伝子のようなものを入れないとなかなか研究が進まないの、基礎研究においてはほぼほぼ必須なんですよ、遺伝子改変というか。ですので、それはそうだなと思うんですが、ですがというか、そう思いますけれども、何か事務局ありますか。

(黒羽参事官) ありがとうございます。

先ほど御指摘いただいたことについて、492行目以降のところ追記させていただきたいと思えます。

(小川会長) 久慈先生の意見はもっと違う場所に入れた方がいいという意見でしたか。

(久慈委員) いえ、そこで結構です。

(小川会長) そうですか、分かりました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

三浦先生、どうぞお願いします。

(三浦委員) 17ページの1、「個体産生」される可能性についての問題点というところで、いきなり個体産生につながるリスクというのが結構強調されているというか、突然出てきたような感覚はしてまして、その後514行目、この点に関して法的規制は不要と整理されたがと、ここまで個体産生のリスクについて具体的に書いておいて法的規制が不要と言ってしまうことに違和感がありました。別のときに指摘させていただいたのですが、指針で胎内移植は禁止されているとか、法的規制は不要けれども、今は規制されているということをくどいようですが、ここにも入れた方がいいのではないかと思いました。

(小川会長) 事務局、答えがありますか。

(黒羽参事官) 先ほど言われたのは11ページ目の306行目、「法的規制の必要性の

考え方」のところで、313行目から「なお、法的規制は必要ないにしても、既にある倫理指針によりヒトや動物の胎内への移植は禁止されている」とありますので、この内容を17ページに盛り込むと理解いたしました。

(三浦委員) そのことですね。

(黒羽参事官) そういう形で追記させていただければと思います。

(小川会長) 大丈夫ですか。

(三浦委員) 急に499行目の1番で個体産生リスクがすごい身近なものとして登場したので、それを入れた方が丁寧かなと思いました。

ありがとうございます。

(小川会長) ありがとうございます。

ほかは大丈夫でしょうか。

神里先生。

(神里委員) まず、事務局にお伺いしたいんですけども、16ページの第7のところ、今そこを議論してよろしいですね。

第7の関連指針の改定ということなんですけれども、今念頭に置いているのはヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針では受精実験ができないことになっているので、それを改正をするというイメージでよろしいですか、想定でよろしいですか。

(木村安全対策官) 事務局の文部科学省でございます。

神里先生御指摘のとおり、ヒトiPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針ですとかES細胞の使用に関する指針において生殖細胞を受精させることを禁止しておりますので、まずそこを禁止を解かないと作成できるようにならないため、これら2つの指針をまず改定が必要になっていると思います。

加えまして、今これは先生方に御審議いただいている内容ですので、その結論次第かなとは思いますが、例えば14日ルールですとか、あと国による審査、そういった規定は現状新規胚研究指針の方で規定されておりますので、そういったルールを入れ込んでいくのかというのは実際に研究される方の分かりやすさですとか、使いやすさみたいなものを考慮しながら決めていくことになるかなと思います。

その場合、一連の研究が幾つかの指針をまたがることになりますので、仮に先生方の御議論の結果、複数の指針にまたがるようであれば、届出が2つも3つもということにならないように、そこは規定上作文の世界だと思いますが、より簡易な形で届出ができるような考慮が必要かなというふうに思っております。

(神里委員) 分かりました。まだ制度設計としては決まっていないということと理解しました。

先ほどお伺いしたのは、生殖細胞作成研究指針の場合、今受精ができないという中で、その場合は生殖細胞をつくるというところまでなので、割と緩めに規制がかかっていますが、ここに受精もするとなったときには先ほどの研究目的などももっと厳密にしていくということなのかなと思ったわけです。そうすると結構指針が複雑になって、かといってほかのところに持っていけば分かりやすいかということでもないのです、どういう形が一番分かりやすいか、研究者にとって使いやすく国民も理解しやすいかということをご検討いただきたいと思っております。

もしこの生殖細胞作成研究指針を変えるということで進めていくのであれば、これちょっと古いんですね。2010年につくられたものなので、いろいろ入っていないものがあります。例えば委員研修についての規定がないとか、今度もし受精をさせるということになったら研究目的に見合った研究計画なのかということもかなり厳密に機関内の倫理審査委員会レベルでも見ていただく必要があると思うんですが、今の委員構成はヒト指針にほぼほぼ同じような委員構成になっています。なので、最近つくられた指針を参照しながら、きちんと審査ができる体制をつくっていただきたいというふうに思います。

ですので、例えば18ページの2の検討対象の胚の倫理審査のところは今書いているものにプラスして適正な審査ができる体制についても整備する必要があるとか、次の省庁で検討していただくに当たってのポイントとなるものをここにに入れていただければと思います。

以上です。

(小川会長) 神里先生、貴重な御意見ありがとうございます。

事務局から何かありますか。

(黒羽参事官) 事務局からでございます。

御意見ありがとうございます。

御指摘のとおり、倫理指針について整合性というか、今回のヒトの幹細胞から作成された生殖細胞を受精させるときに、どちらの指針に合わせた方がいいかというのは、例えばインフォームドコンセントとか、指針ごとに違っているところがあるかと思いますが、今回資料を御用意できなかつたので、次回までに指針ごとの違いについて事務局が整理した上で御議論いただきたいと思っております。以上です。

(神里委員) ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

(小川会長) ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

一応最後までいきますと次は9、10なんですけれども、18ページの532行目から19ページの564行目まで、最後までですけれども、この部分はいかがでしょう、まとめとおわりにという部分です。

そうしましたら、振り返って全体を通してで結構ですので、気になる点等ありましたらお願いいたします。

久慈先生、これは僕ずっと見ていて気になっているのが卵子という言葉を使っているんですね、ずっと。受精するのは卵子の前の段階の細胞、生殖卵と僕は言っちゃったりしていますけれども、そこは理解しやすさからいったら細かいこと言わなければ卵子でいいかと僕は思っているんですけれども、学術的なことを気にされる方がいればそこは違うよと指摘されるのかなと思って。

(久慈委員) 「卵」や「卵子」という言葉はあまり厳密に区別しては使われていないような気がします。ですので、これまでの報告書で一貫して卵子という言葉が用いられているのであれば、誤解は招かないのではないかと思います。

(小川会長) ありがとうございます。先生からそう言ってもらえば大丈夫だと思います。

ほかいかがですか。

久慈先生、どうぞ申し上げます。

(久慈委員) これは意見として聞いておいていただければと思うんですが、最後の9のところですね。何回か出てくるんですが、549行目のところにヒトや動物の胎内への移植は禁止するとともに、これは当たり前なことだと思うんですけれども、研究に必要な数を最小限とする必要があると書いてあるんですね。

今までこの指針というのは、人から頂いた卵子とか精子とか、あるいは研究に提供していただいた受精卵、これらはもともとヒトに発生する能力があることが分かったものでしたから、生命の尊厳の面からも「最小限」と書くのは当然でした。しかし幹細胞からつくる配偶子様細胞というのはもちろん個体になり得るものではありますが、ほとんど研究目的でつくっているおり、また卵子一つの受精率や発生率も低いので、最小限という強い言い方よりは適正な数とかというふうに書いておくこともできるかなと思って、皆さんの御意見を聞いてみたいなと思いました。

(小川会長) 貴重な御意見ありがとうございます。

研究する人たちからすれば、そこはポイントかなという気がします。

三浦委員、お願いします。

(三浦委員) 今の点なんです、ずっと読んでいて分からないなと思ったのは、「必要な数を最小限とする」の何がどう最小限なのか、例えばつくるの最小限なのか、提供していただけるなら採取するの最小限とか、何が最小限なのかがちょっと分かりにくい文章だなというふうに思っていましたので、何を最小限もしくは適正な数にするのか教えていただけますでしょうか。

(小川会長) ありがとうございます。

僕の認識では受精させる数ですかね。だから、研究レベルでは多分受精させればそれがすぐ胚になるというわけではないと思うので。

(三浦委員) 恐らく受精は無数に何回でもやるものかなという気がしましたので。

(小川会長) そう思いますね。実際はそうなるかなと思うんですけども、だけれどもある程度技術が高まってきて、受精してそれが胚になって発生し始めるといった段階では、膨大な数の胚をつくるというのは駄目ですよというニュアンスがいいかなというように個人的に解釈していましたが。

(三浦委員) 何かその辺も含めてもう少し適切な言い方、表現に変えた方がいいかなとは思いました。

(黒羽参事官) 事務局から御説明いたしますと、548行目からのところだと思います。

この資料は「検討対象の胚は」と書いてあって、培養期間を制限すること、胎内への移植を禁止すること、記載しているとおりの「検討対象の胚の作成」を主語として、
「検討対象の胚の作成については研究に必要な数というのを最小限とする」という、意図で記載したものでございます。

というのは、背景を申しますと、2ページ目の「(2)の文部科学省の対応」の②、49行目からのところでございます。

52行目から「仮にヒト幹細胞からヒト生殖細胞が作成され、更にそれを用いてヒト胚を作成することまで可能となれば、ヒト胚が新たに多量に作成されることにも留意する必要があること」、要するに今回の幹細胞から作成される生殖細胞を受精させた胚がヒト胚と同じもの、自然のものと同じものと定義されると、それもヒト胚に当たるということで、ヒト胚の原則からすると最小限の数にとどめるというのが原則としてあるので、今回の幹細胞から作成される生殖細胞についても、これを用いてヒト胚をつくるとなると、それも最小限の数にするべきではないかということになるので記載したものでございます。

(小川会長) 三浦先生、大丈夫ですか。

(三浦委員) 御説明ありがとうございます。

それを久慈先生の御指摘のように直すのがいいか、どう直したらいいのかが思いつかないんですが、御説明ありがとうございました。

(小川会長) 御意見ありますでしょうか、必要最小限という言葉のままでいいのか、久慈先生からの御提案のように適正な数、あるいはまた違った表現がいいということであれば。

(三浦委員) 少なくとも文章的に何がかというのを分かりやすく書き直した方がいいので、作成する胚はとか胚の数はとか。

(小川会長) ありがとうございます。

どうでしょうか、御意見ありませんか。

久慈先生以外の方で、これは最小限のままだいいという御意見等とか、もしありましたら。

佐原先生、どうですか、もし御意見ありましたら。

(佐原委員) 確かに最小限という言葉は、読んですぐ分かるのかなと思いながら、皆さんの意見を聞いておりました。とはいえ、どうするのがいいのか、なかなかいいアイデアが浮かばないというところですよ。

(小川会長) ありがとうございます。大丈夫です。すみません。

事務局からお願いします。

(黒羽参事官) 事務局から補足的に御説明いたします。

先ほども御発言ありましたけれども、「ヒト受精胚を作成して行う研究に関する倫理指針」、参考資料3の一覧表の一番上の指針ですが、その中の規定では「第3作成の制限」として、「ヒト受精胚の作成は研究の実施のために必要かつ最小限のものに限るものとする」という規定がございます。

今回の人工的に幹細胞からつくるものと自然のものとのそれを区別して、この規定に従わないような形にすべきであるかが今回の論点なのかなと思っております。そのあたりについてぜひ御議論いただければというふうに思います。

(小川会長) ありがとうございます。

これは先ほど久慈先生から言われたように、患者様というか、人から得られた卵子と精子を受精させるのとは違って、幹細胞からある意味かなり多数の卵と精子がつくられるので、受精自体の実験はかなり数多くやらないと胚にならないんじゃないかなと想像しますけれども、胚の数に制限というか、最小限という言葉で規定するか、適正な数という言葉を用いるか、はたまた別の適切な言葉があるかということなんですけれども、確かに一つの大事なポイントのような気がしますので、御意見頂けませんでしょうか。

小出先生、お願いします。

(小出委員) 今、久慈先生が御提案の最小限ではなくて、適正な数とおっしゃいましたけれども、恐らく趣旨は同じようなことではないかと思うんですよね。

要するに多様性幹細胞から幾らでも精子、卵子ができるから、幾らでも胚をつくっていいということではなく適正な数に抑えると、それをここでは最小限と表現しているのかなというふうに私は考えていたんですけれども、結局今現在マウスで実現している多能性幹細胞から配偶子をつくって、そして胚にして個体を産生すると、それを前提としてヒトではまだできていませんけれども、多能性幹細胞から個体産生能力のある胚をつくるというそれを考えますと、胚というのは個体産生能力があるということで機能的にはヒト胚と同等なものというふうに考えて、今現在ヒト胚では相当規制が厳しいわけなんですけれども、幾ら多能性幹細胞から幾らでもつくれるよとなった時点でも、機能的に同じであればそれなりの慎重さが必要ではないかと私は思います。

以上であります。

(小川会長) 小出先生、ありがとうございます。

ということは、最小限という言葉を残した方がいいという御意見ですかね。

(小出委員) 文言としては適切なことを考えなくちゃいけないかもしれないですけども、趣旨としてはそうですね。幾らでもできるんだから胚を研究に幾らでもつくっていいということではないというふうに思うので、それに適切な言葉を考えないといけないと思います。

(小川会長) ありがとうございます。

深見先生、お願いします。

(深見委員) ありがとうございます。

私は今の小出先生の御意見と同じです。基本的に胚がポテンシャルとして個体になる可能性を持っているということになり、215行目に「ヒトとして誕生し得る存在になることから、ヒト胚と同様に取り扱うことが妥当と考える」という文言を書いておりますので、それに合わせて最小限という言葉を使ってもいいのではないかと思いました。久慈先生がおっしゃることは非常によく理解できますけれども、今回ヒト胚と同じように解釈したので、同じ文言を使ってもいいと思いました。

以上です。

(小川会長) 深見先生、ありがとうございます。

ほかにもしありましたら、趣旨は同じなんですよね。

久慈先生、どうぞ。

(久慈委員) ありがとうございます。

御理解いただけているようだと思うので、特に言うことはないかもしれませんが、先生方もお分かりのとおり、今の時点ではマウスであっても幹細胞からつくった精子とか卵子を受精させる場合は何千という卵子様細胞とか精子様細胞を使ってやっと1個の受精卵ができるとかできないとかというレベルです。

ですから、それが何千という数が最小限なのか、何千ではできないから何万にするとかという話になったときに、それは研究としてどういうものなのかというふうには言われないようにしておけばいいので、欄外にでも受精率が低いとか、そういうことを考えて、研究遂行に必要な最小限というふうに解釈するみたいなことを書いておいていただければそれで本文を直す必要はないかなと思いました。

(小川会長) 久慈先生、ありがとうございます。

その点は多分委員の先生方のコンセンサスになっているのかなと思いますが、現段階というか、研究がまだ未開発の段階ではそういう先ほど久慈先生がおっしゃられた何千、何万まであるかどうか分かりませんが、かなりの数の受精そのものはすることになるのかなという一つの想像ですけれども、胚としては確かにそこまで数にはならないはずですし、そこには一定の制限が必要なので、最小限という言葉を用いてもいいし、適正な数という言葉でもいいと思いますけれども、趣旨は同じということで理解しました。

よろしいでしょうか、最小限のままという形でよろしいですかね。

久慈先生、よろしいですか、文言は基本的に変えないという。

(久慈委員) 個人的な希望としては、ただし書きみたいなものを欄外につけておいていただければとても助かると思います。

(小川会長) ありがとうございます。

大丈夫ですか。

事務局からも大丈夫とのことですよ。

それ以外に何か御意見ありますか。

想定よりも結構早く進んだので、まだ時間がありますが、ほぼ議論は今回は出尽くしたと思います。今回頂いた御意見を再度この報告書に入れ込んでより完成版に近い形にしていきたいと思います。そして、この議論はまた次回になる。

では、今日は多少早いですけれども、本日の議論はここまでとしますけれども、何かございますでしょうか。

それでは、事務局から(3)その他についての説明をお願いいたします。

(黒羽参事官) 事務局でございます。

本日は各種御意見頂きましてありがとうございます。

本日の検討いただきました御意見に基づきまして、資料2の修正をさせていただきます。また、現行の倫理指針の国への手続などについて御意見も頂きましたので、それについても追加するとともに、その他の倫理指針の違いについて幾つか御議論いただきたい点がございますので、次回事務局の方で整理いたしまして、御議論いただいた上で報告書のご検討をしていただければというふうに考えてございます。

次回3月26日、第155回になりますが、引き続きヒト幹細胞から作成される生殖細胞を用いるヒト胚の作成についての修正させた報告書の御議論を進めていただければと考えております。

事務局からは以上でございます。

(小川会長) ありがとうございます。

委員、参考人の皆様から全体を通じて御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、これで本日は閉会とさせていただきます。

皆様御協力ありがとうございました。